



# Weekly Report

会 長 秋 保 賢 一  
 幹 事 大 橋 哲 也  
 発 行 公共イメージ委員会  
 例 会 火曜日 12 時 30 分  
 会 場 岐阜都ホテル  
 事務局 岐阜市神田町 2-2  
 電 話 058-264-9235

クラブスローガン  
 地元と海外の地域社会における  
 独自のプロジェクトの実施を

2016-17 RI テーマ  
 人類に奉仕するロータリー

## 会 長 挨拶

会 長 秋保賢一



本日は本来、岐阜西ロータリークラブの細川さんの卓話の予定でしたが、ご了解を得て急遽、合併についてのクラブフォーラムに予定を変更しております。今日は、ロータリークラブの合併についての一般論について少し触れたいと思います。

実は、ロータリーの定款にも細則にも合併に関する規定はありません。My Rotary をみてもあまり詳しいことは書いてなくて、合併証明書を本部に提出することとか、人頭分担金等について未納がないことが条件であるとされているだけです。特に合併証明書を提出するに当たってのクラブでの決議要件についての記述もありません。常識的に考えて過半数でいいとは考えにくく、何らかの特別決議が必要ではないかと思えます。

ここからは、個人的な解釈論ですが、になります。例えば、合併するに当たって「岐阜中ロータリークラブ」という名称が変わるといことになることになると定款の変更が必要となります。そうすると定款第 19 条第 2 節により定足数を満たした数の会員が出席した例会において出席している全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票が必要になるので、合併に関する決議も 3 分の 2 以上の特別決議に拠るべきではないかというのが私見です。

一応、「出席している全投票会員の」となっておりますが、実際には、会長としては全員出席を強く促すと思うので、全会員の 3 分の 2 以上ということになるのではないかと考えています。

このような理解が正しいとするならば、例えば、当クラブでいえば、10 名の反対がいても合併は承認できるということになります。ただし、これは合併証明書を提出するための決議としてはこれで足りるということだけのことであって、いわゆる政策論としては、10 名も反対がいるのに合併していかという問題があります。また、合併に伴って大量の退会者が出るようであると合併の意味が失われること

そこで、合併を検討するのであるならば、上記の決議要件とは別にできるかぎり反対者が少なくなるように、また、退会者がでないように、合併条件を模索する必要があると考えています。

## 幹 事 報 告

幹 事 大橋哲也



・10 月 22 日～23 日に行われる地区大会へ新たに 3 名の参加要請が地区からあります。参加をよろしく願いいたします。

・事務局の工事中の対応

工事が激しい時、自宅待機を原則とする。

・11 月 3 日、A グループ合同コンペが美山 C.C で行われます。参加をお願いします。

## 前 例 会 の 記 録

第 1 2 0 8 回

平成 2 8 年 9 月 2 0 日(火)

[点鐘] 1 2 時 3 0 分

[ソング] それでこそロータリー

[ゲスト]

[ビジター]

[出席] 会員総数 31 名 (出席免除 3 名)

本日出席 15 名 58.06%

[行事] クラブフォーラム

担当 会長

## 次 回 予 定

第 1 2 1 0 回

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日(火)

[点鐘] 1 2 時 3 0 分

[行事] 卓話

担当 副会長